

## 平成30年度当初予算(障がい福祉課・子ども発達支援課関係)

### 1 障がい福祉課

#### 1. 事業名:(継続)重度障がい児者支援事業

(1)平成30年度当初要求額:32,301千円(445千円増)

(2)平成29年度当初予算額:31,856千円

##### (3)事業の概要

重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場(ショートステイ含む)の充実を図る。

##### ア. 重度障がい児者日中支援事業

生活介護事業所・放課後デイ事業所において重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

##### イ. 重度障がい児者短期入所利用支援事業

短期入所事業所において重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

##### ウ. 重度障がい児者利用施設基盤整備事業

重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費を助成。

#### 2. 事業名:(継続)相談支援体制強化事業

(1)平成30年度当初要求額:3,140千円(1,116千円増)

(2)平成29年度当初予算額:2,024千円

##### (3)事業の概要

##### ア. 自立支援協議会運営事業(拡充)

県全域又は広域的な課題を協議、調整するために県地域自立支援協議会を設置する。また、全体会に加え特定の課題について検討する複数の部会を設けるとともに、必要に応じて県内外への視察を行う。

##### イ. 相談支援アドバイザー派遣事業

市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行う。

##### ウ. 身体・知的障害者相談員活動強化事業

身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。

#### 3. 事業名:(継続)とっとりモデルの共同受注体制構築事業

(1)平成30年度当初要求額:14,118千円(4,164千円減)

(2)平成29年度当初予算額:18,282千円

##### (3)事業の概要

単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大

量受注案件を処理するために、全国初となる複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場(ワークコーポとっとり)を法人特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターに委託する。

#### 4. 事業名:(継続)障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業計画

(旧事業名:工賃向上環境強化事業)

(1)平成 30 年度当初要求額:30,120 千円(2,293 千円減)

(2)平成 29 年度当初予算額:32,413 千円

##### (3)事業の概要

- ア. 振興センターに事業コーディネーターを配置し、個々の事業所に合った支援を実施する。
- イ. 共同作業場での施設外就労参加事業所のマッチング支援を実施する。
- ウ. 共同受注窓口機能を充実させ、官公需・企業等からの受注及び事業所マッチングを効果的に進める。
- エ. 日本財団モデル事業が中心となった工賃日本一ネットワーク協議会への運営支援を実施する。

## 2 子ども発達支援課

### 1. 事業名:(拡充)障がい児者在宅生活支援事業

(1)平成 30 年度当初要求額:14,518 千円(63 千円増)

(2)平成 29 年度当初予算額:14,455 千円

##### (3)事業の概要

障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。

##### ア. 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障がい者支援施設等に入所している障がい児者が一時帰宅中の在宅における障害福祉サービスの利用経費について補助を行う。

##### イ. 家庭外看護師派遣支援事業

日常的に医療行為が必要な障がい児者が家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用について補助を行う。

##### ウ. エアーマットレスレンタル助成事業

褥瘡リスクが高く、体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者等を対象にエアーマットレスのレンタル費用の助成を行い、褥瘡予防と介助量を軽減し、在宅生活を支援する。

##### エ. 重症心身障がい児者受入事業所看護師等配置助成事業<拡充>

指定基準以上に新たに看護師等を配置し、日常的に医療行為が必要な障がい児者を受け入れる事業所に対し、看護師等配置及び訪問看護利用の経費を補助することで、日常的に医療行為が必要な障がい児者の受入先を開拓する。

オ. 重症心身障がい児者等受入事業所医療機器購入助成事業

日常的に医療行為が必要な重心児者等に対して医療専門職による医療ケアや治療を実施する事業所に対して、必要な医療用具等の購入に関する経費を補助することで、日常的に医療行為が必要な重心児者等の受入先を開拓する。

カ. 重度障がい児者地域移行等推進事業

入院又は入所中等の医療的ケアが必要な重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活の体験を通して、安心した地域移行等につなげるための支援に必要な経費を助成することで、重度障がい児者の地域移行や自立を促す。

キ. 入院時等付添依頼助成事業

常時必要とされる入院時等の付添いを一時的に交替することで、家事や他の家族の世話等を行う時間を確保する。

ク. 家庭内排痰補助装置助成事業

筋ジストロフィー等により、常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者について、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助を行う。

ケ. 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業<拡充>

身体障害者手帳(聴覚機能障がい)の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器等(FM補聴システムを含む)の購入費等を補助する。

コ. 入浴サービス提供事業所加算事業(新規)

放課後等デイサービス事業所が重症心身障がい児等に入浴サービスを行った場合に実施経費の一部を補助する。

2. 事業名:(継続)重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

(1)平成30年度当初要求額:25,760千円(5,850千円増)

(2)平成29年度当初予算額:19,910千円

(3)事業の概要

医療的ケアの必要な重度障がい児者が、より地域で生活しやすくするためには、医療機関の関わりが不可欠であり、医療機関が実施する医療型ショートステイの拡充を図るとともに、利用者の医療型ショートステイ利用時における支援の充実を図る。

ア. 医療型ショートステイを実施する医療機関への助成

在宅生活を送る医療的ケアの必要な重度障がい児者が、安心してショートステイが利用できるようにするため、医療機関が重度障がい児者を受け入れた場合、入院時に診療報酬として得られる収入見込み額と障害福祉サービスとして得られる収入見込み額との差額分等を助成。

イ. 医療型ショートステイ利用時の付添に係るヘルパーの派遣

医療型ショートステイにおける支援に加え、利用時の見守り等を行う重度訪問介護事業所等のヘルパー派遣に係る経費を助成。

3. 事業名:(新規)医療的ケア児等コーディネーター養成事業

(1)平成30年度当初要求額:833千円(-)

(2)平成29年度当初予算額:-

### (3) 事業の概要

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等(以下「医療的ケア児等」という。)が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等に対する総合的な支援が適切に行える人材(以下「コーディネーター」という。)を養成するための研修を実施する。

#### ア. 対象

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域でコーディネーターの役割を担う者

#### イ. コーディネーターに求める役割

医療的ケア児等に係る専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児等の支援を総合調整し、支援に関わる関係機関との連携を図る。

#### ウ. 主な研修内容

- ・医療的ケア児等の発達や疾患等の特徴、各疾患によるライフステージや必要な医療的支援をイメージし、地域の医療的現状を把握する。
- ・事例を基に、ニーズの把握、当事者の意向に沿った支援計画の作成、関係機関との調整について学ぶ。

## 4. 事業名: (新規) 小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業

(1) 平成 30 年度当初予算額: 3,356 千円(一千円)

(2) 平成 29 年度当初予算額: ー

### (3) 事業の概要

・重症心身障がい児、医療的ケア児を支援する通所支援事業所等の確保が求められる中、これらの需要に対する福祉人材不足は深刻な状況にある。児童福祉法による国の基本指針に従い、県内におけるサービス提供に係る盤石の基礎を築くため、様々な着眼点から重層かつ大胆に人材確保を進め、実効性を伴った障害児福祉計画(H30～)の策定に資する。

・専門人材の確保による、医療的ケア児、重心児を受け入れる事業所の拡大を念頭に、そのインセンティブとしての補助事業等を、事業所、個人向け等、多角的な観点から展開する。

#### (1) 求める人材

障がい児通所支援事業所等に関わる職種(看護師、児童指導員、保育士、ヘルパー、介護士、生活支援員、社会福祉士)

#### (2) 事業内容

##### ア. 人材登録バンク(視察ツアーの実施)[個人向け・県外人材]

人材登録バンクを整備し、登録者に求人、研修情報等を提供するとともに、就業希望に応じた視察ツアーを実施し、事業所との具体的なマッチングを図る。

[条件等] 県外で勤務する等の医療福祉職員で、鳥取県内での就業を希望する者

[補助金] ツアーに係る交通費(家族も含む)

##### イ. U・I・Jターン医療福祉職員確保奨励金[事業所向け・県外人材]

県外で開催される移住説明会に参加、視察ツアーの受入れ等により、県内事業所での就業者を確保した事業者に奨励金を交付

[条件等] 県外人材について、障がい児サービス等に従事する職員として新規に雇用した場合

(一定期間未満での退職時は要返還)

[奨励金] 50万円

ウ. 専門医療福祉人材就職奨励金〔個人向け・県外人材〕

医療福祉国家資格を取得した個人について、県内事業所への就職を促進するため奨励金を交付

[条件等] 看護師等の資格を取得し、県内医療機関、障害児福祉サービス事業所等に就職した者(学卒者、UJターン者)

[奨励金] 20万円

エ. 医療的ケア児等に係る理解・啓発〔個人向け・県内人材〕

県内の看護学校で医療的ケア等に係る講義を行い、また、重心児等を受け入れている事業所で学生が実際に職業体験し、障がい福祉サービス事業への就業促進に資する。

[条件等]

①県内看護職養成学校を対象に、医療的ケア等に係る知識や技能を伝達する講義を行う。

(講師)鳥大医学部附属病院小児在宅支援センター医師等を想定

(回数)4回程度 ※報償費、旅費

②障害福祉サービスに関心を持った学生について、現場での職業体験を実施。

(補助金) ①の実施に係る事業所の受入費用